

フィリップ・サニャック著
「フランス革命における民事立法」(42)

Sagnac, P. *Législation civile de la Révolution Française* (42)

フランス近代法研究会
Groupe de Recherches du Droit Moderne Français

第二節 所有者と第三者との関係

I.

こうして、避けがたい制限を伴いながらも所有権の独立を根拠づけ、革命家たちは、所有権の安定を確保したいと考えた。

1. 所有権の移転を目的とするすべての合意は安定したものでなければならない。ここでは、立法者がローマ人から多くを借用した¹。というのも、ローマでは、「単なる通商取引関係 (relations commerciales) であっても、排他的に市民階級個人に属するというわけではなく、かなり裁判に近いものであった²」。所有者は、自己の物を有償で処分し、自分が気に入った者に対し、売却する権利を有しており、その売却処分に介入し、取得者から売却された目的物を取り戻すことは誰もできなかった。したがって、古法時代に認められていた取戻し (retraits) はもはや存在しない。もはや封建領主の取戻権は認められない。それは、封建制とともに廃止されたのである。血族取戻権 (retrait lignager) も認められない。この取戻権により、血族は、譲渡された家産のすべてを他人から買い戻すことができたが、血族取戻権が残されれば、その分だけ家産の価値の一部が失われ、際限のない訴訟を引き起こすことであろう。また、国有財産の譲渡を害することになるであろう³。最後に、約定による取戻権、すなわち買戻特約付きの売買も認められない³。たとえ一年の買戻期間であっても、所有権が不確実であってはならないのである。自分が確定的な所有者かどうか

¹ 第一草案に関するカンパセレスの報告、9頁。

² 1790年7月17日のメルランの報告 *Archives Parlementaires*, (以下これを A.P.と略す); XVII, 166. Décret 19=23 juillet.

³ 民法典草案第3編第3章第11条。

らない取得者は、土地を有効活用することを躊躇するからである。常に同じ目的を旨としたから、不当な廉価を原因とする売買の取消し（*rescision pour cause de lésion*）も認められないということになった⁴。

立法者は、取消しの不都合さを経験により認識したので、1793年の民法典草案において、この権利の完全な廃止を提案した。この状況に対処するために、立法者は、ローマ法や慣習法を排除することを躊躇しなかったのである。21歳に達し、民事上の諸権利を行使できるや否や、不当な廉価を理由とする売買の取戻しはもはやできない。紙幣の価値の下落が発生させているたくさんの訴訟を打ち切り、また売主等による大革命の過程で行われた売買全部の再検討をさせないようにしなければならない。これが共和暦3年実月13日のデクレの目的であった。最後に所有権の不安定をでき得る限り短くしておくために、（取消権等の）時効もまた30年ではなく20年に限定された⁵。このようにして売却された土地はすべて、多少とも長期間にわたり、ある意味ではもはや無主ではない。今後は、所有権者（の地位）は確定的かつ不可譲である、ということができようであろう。

契約の遵守を実質的に確実なものにするためには、確かな証拠だけを採用することが必要である。非常に古い法は、債務者の立場を極端に悪くする傾向だけが強かった。そこで、それを改善するよう努めなければならなかった。良き法とは、常に弁済があったものと推定すべきものである。第一に、「契約を補完するためになされ、良き法を支えるのではなく、ほぼ常に偽証の要因にしかならない⁶」裁判上の宣誓ももはや認めない。特別の場合を除いて、文書による証拠が必要であった。ただし、書証の端緒⁷は、弁済に関しては認められる。つまり、「法は、不十分な証拠も不十分な真実も認めない⁷」。第二に、債務者はもはや投獄されることはない。すなわち、民事債務に関する身体的拘束は廃止された。「これを特約することも、同じく認められない⁸」。これらすべては、契約および所有権の衡平性と安定性のために築かれたものである。

2. こうして、所有者は、自由に自分の土地を売却することが可能になった。しかし、所有者が土地の譲渡を望まない場合に、何の気兼ねなく、また良心のとがめなく、土地を活用するために、利息付で金銭を借りることができるであろうか。教会は、常に利息付消費貸借を禁じ、王令もこの禁止に対して制裁を設けた。おそらく、商取引の必要に妨げとなったこ

⁴ 民法典草案第3編第1章第15条、すなわち「法は、不動産本体価格における不当廉価という単純な理由による取消訴権を認めない。」Décret 13 fructidor, an III. (以上、原書202頁1・2・3・4)

⁵ ジェニシユールの報告 ADxviii c.t.325, pièce 45.

⁶ カンバセレスの報告。民法典草案第3編第1章第65条。

⁷ 民法典草案第3編第1章第67条。

⁸ Décret 9=12 mars 1793. 国家会計に関する例外。Décret 30 mars=3 avril 1793. 民法典第一草案第3編第11章第7条および第8条参照。(以上、原書203頁1・2・3・4)

の厳格な規律をかいくぐることがしばしばであった。そこで、例外を作らねばならなかった。金銭消費貸借型の定期金契約のようなものが、回避手段として考案されたのである。高等法院、ドマやポティエといった伝統を重んじる法学者は、カノン法におけるこの禁止を承認していた。しかし、16世紀以来、先鋭的な法学者、プロテスタント、そして、さらに時代が下って、啓蒙思想家と重農主義者、すなわちデュ・ムーランとカルヴァンからモンテスキューとチュルゴに至る人たちがその代表なのだが、彼らは、近代的な必要に反するものとして、このカノン法による禁止を攻撃した⁹。かくして国民の中で啓蒙的な階層の人々は、1789年の陳情書の中で、利息付消費貸借の自由を求めていた¹⁰。信用貸しはこの利息付消費貸借を必要とした。この点に関してもまた、教会の影響を消滅させなければならなかった。1789年10月3日以来、憲法制定議会は、利息付消費貸借は合法であると、デクレによって承認し、その利率は法律によって定めることとした¹¹。その時、重農主義者は、民事に関する最高利率を定める必要があると考えた。この利率は100分の5とされた¹²。同時に、旧制度下では必要であった金銭消費貸借型の定期金契約も不用となり、使用されなくなった。

3. 容易に借り入れることができるようにするには、債権者に対し質、担保を提供しなければならぬ。最良の担保は抵当権である。多数の市民が所有者になるときは、抵当制度を良く整備することによって、自己の信用を発展させる必要がある。

抵当権に関する統一的な立法は存在しなかった¹³。古法では、2つのシステムが存在していた。隠れた一般抵当権を認めるローマ法と公示された特定抵当権しか認めないフランス法の2つである。ローマ法は、ほぼいたるところで優位であった。ただし、フランスの北部、北東部とブルターニュ地方は除かれる。歴代の国王は、王国全体のために統一的な抵当法を確立しようとした。第一に、彼らは抵当権の公示制度を確立しなかった。しかし、これらの試みは失敗した。貴族は、その財産状態を人に知られることを望まなかった¹⁴。

次いで、1771年には、王権は、貴族の抵抗を抑えながら、再び抵当権の公示に関する法

⁹ Troplong, *Droit civil expliqué*, tome XIV, 利息付消費貸借の歴史に関する誠に申し分のない前文を参照。Montesquieu, *Esprit des lois*, liv. XXIV, chap. 19.

¹⁰ パリの城壁内第三身分, *A.P.*, V, 304, art. 52; de Ploërmel, V, 384, art. 71; de Sedan, V, 727, etc. ベルビニヤンの貴族身分, V, 371, etc. いくつかの地方の聖職者身分自身: clergé de Dôle, III, 152, art. 14; de Besançon, II 336, art. 44; de Rodez, V, 554, art. 9.

¹¹ Décret 3=12 octobre 1789.

¹² 民法典第1草案第3編第11章第12条。この利率は、1789年のいくつかの陳情書が要望していた。

¹³ Guichard, *Législation hypothécaire*, t. I. Merlin, *Répertoire universel et raisonné de jurisprudence*. v° Hypothèque, t. xiii et xiv. Dalloz, *Rép.*, v° Privilèges, t. xxxvii. L. Say, *Dict. d'Écon. pol.*, Prêt hypoth., t. II, 568. (以上、原書 204 頁 1・2・3・4・5)

¹⁴ Édits de 1581, 1606. 特に 1673 年 3 月参照, *Isambert*, XIX, 73. Guichard, *Législation hypothécaire*, tome 1^{er}.

案を取り上げた。しかし、その王令は、債権者にとって必要な安全を与えるものではなかった¹⁵。抵当権が公示されていたナンティスマン地方では、抗議の声が上がった。フランドルの高等法院は、その王令の登録を拒絶した。この立法で満足する者は、ほとんど誰もいなかった。1789年には、ほとんど至るところで1771年の王令の廃止か修正が求められた¹⁶。いくつかの陳情書は、フランス全土について抵当権の公示を要求し¹⁷、将来の財産を目的としたあらゆる抵当権を廃止することにより、債務者の総財産上の一般抵当権を制限することさえ求めた¹⁸。

世論の圧力を受けた憲法制定議会は、所有者の信用力を増加させ、投機師やブローカーと同じくらい有利な諸条件を所有者に与えるべく、抵当権に関する一般法を制定する必要性を痛感した。議会は、1791年1月4日、市民マンジャンから新しい抵当権の構想を受け取り、課税、司法官職、農業および商業の各委員会にそれを回付し、議会に報告させることにした¹⁹。租税委員会および憲法制定委員会は、抵当権の公示、そうでなくとも抵当権の完全な特定を確立するデクレ案を提案した²⁰。

しかし、憲法制定議会には、デクレ案を議論する時間がなかった。立法議会がこの草案を採り上げ、議員の一人ヴェイリュールがその報告を担当した。しかし、立法議会はそれを印刷することなしに解散した。国民公会は、その作業の基礎としてマンジャンおよびヴェイリュールの案を取り上げた。抵当権法典にかかわる財政・立法および公安の各委員会は、その会議に市民マンジョン本人を召喚した。抵当権法典は、共和暦3年収穫月（1795年6月27日）に公布された。

公会は、抵当制度を民事と財政に関する制度とみなした。すなわち、公会は、債権者に対して、債務者の財産上に確固たる担保を保証する方法として、また市民および国家の信用を立て直すための手段として抵当制度を考えた。それは抵当制度であると同時に証券制度でもあった。

国民公会は、無制限的に抵当権の公示の原則を定めた。もはや、非公示の抵当権は認めら

¹⁵ *Édit juin 1771, Isambert, XXII, 530.*

¹⁶ フランス南部においてさえである。「地方における抵当権保存所 (*bureau des hypothèques*) の創設に関する1771年6月の王令は、地方の諸特権に反するものとして取り消すべし。」*Lapelissarié, sénéch. de Castres (La Jonquièrre, p.22)*

¹⁷ フネストラージュ *Fenestrange* (ロレーヌ) のパイヤーージュの第三身分 (*A.P.V, 712*) は、1673年の王令および公示システムに戻ることを要求した。

¹⁸ *パリ城壁内の第三身分, id., V, 297.*

¹⁹ *Nouveau plan d'hypothèques* par Mengin, 80 pp. ADXVIII c. t. 113, pièce 22. この構想の非常に簡潔な概要は *pièce 21.*

²⁰ この法案については、*pièce 17* を参照のこと。そこでは、抵当目的物の特定性 (第10条) により、債権者は、いくつものディストリクトに所在する有体不動産、有体・無体 (擬制的) 不動産または動産・不動産上の抵当権を取得できないものとされている。(以上、原書 205 頁 1・2・3・4・5・6・7)

れず、妻または後見人の付された子どもの非公示の抵当権は認められない²¹。すべての抵当権は、抵当権保存吏の管理下にある公簿上に公署証書を登記することによってのみ有効とすることができた²²。抵当権は、もはや非公示ではないが、特定されていない。特定性の原則は、限定された土地に対する物的な負担を制限し、債権者の権利をより確かなものとし、債務者の総財産から引き出せる信用に打撃を与えないことがないけれども、いまだその存在は知られていなかった。抵当権は、登記のなされた登記所の管轄区域内にある債務者の現在および将来のすべての不動産を目的とすることができた。すなわち、抵当権は、不可分なものとして、すべての財産に及ぶのであった²³。

国民公会の抵当法典が独創的なのは、その抵当証券制度にある。抵当権の設定が可能なすべての土地所有者²⁴は、為替手形のように裏書譲渡できる抵当証券によって、自らの所有する土地財産の価額の4分の3を限度として抵当権を設定しようというものである²⁵。土地所有者が資金を借り入れ、自らの土地を耕作可能にするため、国民公会は、土地を動産化した。すなわち、土地を紙幣のように流通する有価証券としたのである。最も辺鄙な地域であっても、すべての土地所有者は、自己の資産に見合った信用を受けることができた。これは、それまでは投機師のみに許された金融手段であった。しかし、あれほど混乱した時期に、土地所有者があまりに頻繁に安易に借金をすることは、間接的に自己の資産を手放す恐れがなかったであろうか。抵当証券の差入れを受けて貸し付ける不動産銀行のために、彼らが土地を手放すようにしむけることがなかったであろうか。

さらに、もし国有財産に基づいて抵当証券を発行すれば、ある紙幣を別の紙幣にとって代えることになり、それはすぐに価値が下落し、国家の信用を破綻させてしまわないか。抵当証券を用いた再建案を単なる財政的操作ではなく、民法法全体の問題として考えるべきである。バランヤルゼのような国民公会の議員は、委員会や報告者ラメルとジョアノに異議を唱え続けた²⁶。(結局)、それらの反対にもかかわらず抵当証券制度が勝利を収めた。しかし、この革新は危険性があった。国民公会は、おそらくこのことを感じ取っていた。かくも大胆かつ不確実な事業に着手することに躊躇した。国民公会は、抵当法典を公布しなかった。全ては、理論の域に留まった。

²¹ Décret 9 messidor an III, art. 17.

²² Id., art. 19.

²³ Id., art. 26, 8 et 10.

²⁴ 抵当権設定可能な不動産の列挙。同上第5条。(以上、原書206頁1・2・3・4)

²⁵ Décret 9 messidor an III, art. 36 et 37. 共和暦2年花月21日のラメルの報告、*Moniteur*, XX, 462. 共和暦3年花月16日のジョアノの報告、同書 XXIV, 396.

²⁶ 同上書 XXIV, 623. 五執政官政府の下では、反対意見がより一層強硬的に唱えられるであろう。(以上、原書207頁1・2)

II

土地所有者が資金を手に入れることができる方法は、先述のとおりである。しかし、所有者が自分自身で自己の所有地を経営する意欲がない場合には、その資金調達手段に頼る必要はない。売却処分するか、あるいは資金を借り入れる代わりに、彼は、自己の不動産を別の者に賃貸することができる。その場合、立法者は、貸主となる所有者と借主の関係が公平になるように定め、両当事者の利害と農業の発展につながる要請に応じなければならない。

1. 旧体制下の土地制度の廃止により、土地を巡る法律関係は一変した。それ以後、(何ら封建的な拘束を受けない) 土地および人の自由は、もはや(当事者の) 合意によって侵害されることはありえない。人による労務の提供は一時的にしか認められず、永久に買い戻すことのできない賦課租により、土地を永続的に賃貸に出すことはできない。いつまでも当事者を束縛するものは、もはや何もあってはならないのである。これがすべての者の利益となる。所有者は、その財産を賃貸する権利が制限され、それを処分する自由は拘束されることがないようにすれば、真にその財産の主人となるであろう。借主とは言えば、自らが負う賦課租を免れ、または別の土地に移るために土地を離れることができるようであれば、真に自由とはならないだろう。立法者は、永続的な賃貸借や長期にわたる賃貸借ですら危険であることを明瞭に認識していた。それらの賃貸借は、一方では、所有者の手中にある所有権を弱体化させ、借主の単なる利用権を所有権に近い権利に変質させ、他方では、土地に永続的な負担を負わせ、土地の所持人(借主)を法的に劣後させてしまう傾向がある。

この考えに基づいて、立法者は、まず始めに、買戻しが不可能な永代賃貸借を廃止し、賃貸借の期間を99年以上、あるいは三代以上継続させてはならないとするデクレを発した²⁷。ついで、定期金契約の存続は認めるが、20年後には、これを買戻すべきことを付け加えた²⁸。さらに、この方針を次々に進めた結果、賃貸借の期間を25年に短縮することも、立法者は提案した²⁹。こうして、以後、法的にはともかく、事実上は定期金契約は存在しなくなった。立法者が、買戻しを促そうとしたが、そうした不確定な売買よりも、確実に即時の売買を土地所有者は選ぶのではないか。国民公会の議員達は、定期金契約という旧制度下の法規範を復活させた。すなわち、定期金義務者は個人的債務者ではないから、土地を放棄(déguerpissement)することにより、自らにあまりに重くのしかかった定期金の支払を免れることができた。実のところ、これらの規範は、無用のものとなっていった。

²⁷ Décret 18=29 décembre 1790, art. 1^{er}.

²⁸ 民法典第1草案第2編2章第75条。

²⁹ 民法典第3草案第877条。(以上、原書208頁1・2・3)

これらの質貸借は、ほとんどの場合、非常に短期間で設定されることになる。まず、妻や後見人の付された子どもの所有する土地の多くは、せいぜい9年間しか質貸されることはできなかった。この慣習法の規範は、引き続き存続していた³⁰。国家は、国有財産について短期の質貸借のみを認めた。なぜなら、国家は、なによりもそれを売却したかったからである。無体の権利の質貸借については9年を超えていたが、それ以外の国有地の質貸借については3年、6年または9年とされていた³¹。6年未満の期間の質貸借については、土地が売買された場合には、買主は解除することができず、6年以上の質貸借については、反対の条項がない限り解除することができる。ただし、買主が自ら所有地を耕す義務を負う場合に限る³²。

古法から借用したこの要件は、土地所有者にとってはまったく有利なものであったが、それはまた、不動産に底地価格以上のものを付与するものであった。最後に、小作人に対する不信感から、以下のような手段を講じることにした。小作人は、質貸借契約の終了後新たな借地人が現れる前に、占有を継続するために、慌てて何かしらの作業を行おうとする。これに対して黙示の更新、すなわち質貸人が何も言わなければ、質貸借契約が継続するというものであるが、これを廃止する。「契約の満了には、事前の通知は必要としない。期限が到来すれば通知のみで契約は終了する。そして、もし、小作人が（使用）用益期限を越えてその権原を主張しても認められない³³。」不可抗力は小作人の負担に帰する。収穫高の3分の2以上を失ったときのみ、小作料の支払いを免れる³⁴。しかし、これは、農民階層や農業者の願望、農業が必要とするものを無視することであった。土地の利用を目的とする契約では、貸主は、合意された質貸借の期間と小作料の高さによって、借主を自分の支配下に置くことができる。質貸借期間が長いほど貸主が小作料の値上げを要求するのであった。土地所有者にとっては無関心でないにしても、質借期間の長さは、質借人にとっては死活問題なのである。契約期間の長さによる両当事者の利益の不均衡は、契約を不平等なものとしてしまう。質借人が土地所有者に対して置かれているありの

³⁰ Coutume de Paris, art. 227.

³¹ Décret 28 octobre 1790, tit. II, art. 13 (Duvergier, I, 491)

³² Décret 28 septembre 1791, sect. II, art. 2 et 3.

³³ Ibid., sect. II, art. 4. 民法典第一草案第3編第4章第20条および第21条。旧制度下でソワツソン、アミヤンおよびシャロンの徴税区でのみ借地人に対して課されていた不信行為への対抗策を一般化した (déclaration du roi du 20 juillet 1764)。Renauldon, *Traité des droits seigneuriaux*, pp. 676-677. 参照。

³⁴ 民法典第1草案第3編第4章第15条。借主が質貸借契約の解除を請求するためには、質貸借目的物の少なくとも4分の1を喪失しなければならない (同前第19条)。(以上、原書 209頁 1・2・3・4・5)

ままの不平等を減らすようにするつもりが、革命家達は、かえってそれを拡大してしまった。

訳注

① 現行フランス民法典は、原則として「不当な廉価による損害は合意の瑕疵とならない」(1118条)としながら、不動産の売買に関しては、「売主が、不動産価格の12分の7以上の損害を被った場合は、その売買の取消しを請求することができる」(1674条)と規定し、例外扱いをしている。これは、歴史的に遡れば、有償契約一般について過剰損害 (*laesio enormis*) の事実から合意の瑕疵を推定していた古典的ローマ法、不動産売買に限って2分の1を超える不法な利得を禁じようとしたフランス古法にも見られる法制度ではあるが、次第に時代が下るにつれ、取引実務の世界では、この取消訴権が、取引の安全を害するものとして断罪されるようになった。そして、ついには、フランス革命の最中に濫発された紙幣 (アッシニャ) の価値下落を直接の契機として、国民公会が、不当廉価による売買取消しの制度を廃止するに至った (共和暦3年実月14日の法律)。本文の叙述は、そうした革命期の事情を指している。

けれども、同制度に対する厳しい風当たりにもかかわらず、ナポレオン法典の起草を主導したポルタリスが、「合意よりも正義を先行させ」、不当廉価による不動産売買取消しの制度を擁護したことは、すでに周知の事柄である (ポルタリス=野田良之訳『民法典序論』日本評論社、1947年、79頁以下)。冒頭に掲げた現行民法典1674条は、いわばその歴史的遺産をなしている。

② ローマ法と教会法を拠りどころとした中世学識法 (*droit savant*) では、種々の証拠の間の序列 (法定証拠主義) が疑われず、「証人が書状に勝る (*Témoins passent lettres*)」が鉄則とされていた。この証言優位の原則を転換させ、「書状が証人に勝る (*Lettres passent témoins*)」という書証優位の原則を打ち立てたのが、フランス・ルネサンス期の立法を象徴する1566年のムーランの王令である。

フランス法は今もなお、法律行為に関する限り、書証優位の法定証拠主義を堅持し、法律事実に関する自由心証主義と折衷させた証拠法を民法典の内部に包摂している。実体法と手続法の完全な分離は、フランス法にとって必ずしも自明ではないのである。そればかりか、一定額以上の債権債務について書証以外の証拠を認めない現行民法典1341条は、さながらムーランの王令を彷彿とさせる規定の言い回しをとどめている。もっとも、1667年の王令以来、諸般の事情から書面を証拠として残すことができそうもない場合には、書証と

しては認めがたい証書のコピーなどを「書証の端緒」と呼び、これを補うための証言による証明が許容されてきた（1347条）。ただ、残念ながら、2015年2月25日に公布された民法典改正案は、フランス法固有の伝統的な法命題の名残をとどめていない（書証優位の原則については1360条、書証の端緒については1362条）。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻（有斐閣、一九六〇年）、J.ゴデショ（瓜生洋一他訳）『フランス革命年代記』（日本評論社、一六八九年）、*Grand Dictionnaire universel du XIXe siècle, Paris. Petit Robert II SML・le Robert 1980. Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse.*を参照した。

また、訳文中（ ）を付したものは、訳者が適宜補ったものである。さらに、改行についても必ずしも原文通りではなく、これも、訳者が適宜行ったものである。

代表 白石裕子（大東文化大学法学部教授）
今村与一（横浜国立大学大学院教授）
江藤价泰（元大東文化大学法学部教授）
貴田 晃（大東文化大学法学部教授）
森田悦史（国士舘大学法学部教授）